

セントビンセントの入国規制措置（５月２８日更新）

セントビンセント政府は、同国の入国規制措置を以下のとおり更新しました。

１ 入国者は、同国保健省ホームページ上での事前到着フォーム手続き及び入国の際には保健当局による健康申告書手続きを終えること。

２ 新型コロナウイルスワクチン接種済み渡航者

全ての渡航者（通過旅客を含む）は、到着７２時間（３日）前以内に実施したPCR検査陰性証明書（SARS-CoV-2 RT-PCR）または到着２４時間（１日）前以内に実施した迅速抗原検査陰性証明書（SARS-CoV-2 Rapid Antigen）を保持する必要がある。

セントビンセント保健省が認可する新型コロナウイルスワクチン完全接種者（２回接種のワクチンまたは１回接種のワクチンの最終接種から少なくとも２週間経過していること）は、国の公衆衛生機関または医療機関で発行された有効な同証明書類（英文）を提示する必要がある。

※認可ワクチン：アストラゼネカ、ファイザー、モデルナ、ジョンソン＆ジョンソン、スプートニクV、スプートニク・ライト、キューバ製ワクチンのアブダラ及びソベラナ、シノバック、シノファーム

（１）非常に高いリスク国、高リスク国、中リスク国、低リスク国からの渡航者

※非常に高いリスク国、高リスク国、中リスク国、低リスク国：ボツワナ、エスワティニ、レソト、マラウイ、モザンビーク、ナミビア、南アフリカ、ジンバブエ、ベルギー、イスラエル、香港、セントクリストファー・ネービス、グレナダ、台湾、バミューダ諸島、アンギラ、モンセラット、ドミニカ、バルバドス、アンティグア・バーブーダ、ブラジル、ベネズエラ、トリニダード・トバゴ、エクアドル、スリナム、コロンビア、ベリーズ、メキシコ、インド、ガイアナ、パナマ、アルゼンチン、ペルー、英領バージン諸島、米国（含む米領バージン諸島）、中国、英国、ドイツ、セントルシア、ジャマイカ、ドミニカ共和国、ハイチ、キューバ、ナイジェリア、インドネシア、フィリピン、イタリア、バハマ、カナダ、タークス・カイコス諸島、フランス（含む海外県・海外領土）、スペイン、ロシア

港湾保健当局者の判断がない限り、到着時の新型コロナ再検査は課されず、また、観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設（費用自己負担）での４８時間の義務的検疫措置も課されない。

(2) 上記分類以外の国

上記分類以外の国は、高リスク国扱いとなる。

- (3) 直近の10日～2ヶ月以内に新型コロナウイルス陽性と診断された渡航者（国民および居住者）は、入国許可手続きのため RT-PCR の陽性結果を付して、電子メール（coronavirustaskforcesvg@gmail.com）にて申請する必要がある。また、RT-PCR あるいは迅速抗原検査の陽性結果原本を提出する必要がある、到着時には、承認された検査機関で24時間以内に受検した迅速抗原検査陰性結果を所持している必要がある（自宅での抗原検査は不可）。

(4) 高リスク業務

医療従事者、刑務所・拘置所労働者

(5) 通過旅客

乗り継ぎ期間が、1泊を要しない場合は、国際空港内での待機が要請される。1泊を要する乗り継ぎの場合には、観光庁あるいは保健省が認可した宿泊施設で待機する必要がある。

(6) 外交官

全ての外交官は、認可された規定に基づく期間、検疫措置となり、検疫場所は保健当局者の判断により決定される。

(7) 未成年者

18歳未満の渡航者は未成年者とみなされ、保護者に課される渡航規則に従う必要がある。単独での渡航者は、個人宅で保護者と共に検疫措置となり、検疫期間は出身国とワクチン接種の状況によって決定される。

3 新型コロナウイルスワクチン未接種または不完全接種渡航者

- (1) 到着時に、到着72時間（3日）前以内に実施した PCR 検査陰性証明書を保持する必要がある。

(2) 高リスク国、中リスク国からの渡航者

※高リスク国、中リスク国：アンギラ、アルーバ、ベネズエラ、ブラジル、エクアドル、南アフリカ、コロンビア、メキシコ、インド、パナマ、アルゼンチン、ペルー、バルバドス、ドミニカ国、グレナダ、バミューダ諸島、英領バージン諸島、トリニダード・トバゴ、米国（含む米領バージン諸島）、中国、英国、ドイツ、ドミニ

カ共和国、ハイチ、キューバ、ナイジェリア、インドネシア、フィリピン、イタリア、ケイマン諸島、キュラソー、シント・ユータティウス、シント・マールテン、カナダ、タークス・カイコス諸島、フランス（含む海外県・海外領土）、スペイン、ロシア

到着時に、再検査を課される場合がある。また、自費により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で7日間の義務的検疫措置となり、5日目に再検査が課される。

（３）低リスク国からの渡航者

※低リスク国：アンティグア・バーブーダ、ボネール、ジャマイカ、ガイアナ、ベリーズ、バハマ、セントクリストファー・ネービス、セントルシア、台湾、スリナム、モンセラート（少なくとも21日間滞在した最後の国を、渡航者の居住国と見なす）

到着時に、港湾保健当局者の判断により検査が課される。また、自費により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で3日間の義務的検疫措置が課される。

（４）上記分類以外の国

上記分類以外の国は、高リスク国扱いとなる。

（５）高リスク業務

医療従事者、刑務所・拘置所労働者

（６）通過旅客

乗り継ぎ期間が、1泊を要しない場合は、国際空港内での待機が要請される。1泊を要する乗り継ぎの場合には、観光庁あるいは保健省が認可した宿泊施設で待機する必要がある。

（７）外交官

認可された規定に基づく期間、検疫措置となり、検疫場所は保健当局者の判断により決定される。

（８）未成年者

18歳未満の渡航者は未成年者とみなされ、保護者に課される渡航規則に従う必要がある。単独での渡航者は、個人宅で保護者と共に検疫措置となり、検疫期間は出身国とワクチン接種の状況によって決定される。

- 4 港湾保健当局者の判断により、渡航者の最終リスクレベル及び義務的検疫期間が決定される。また、全ての渡航者には、10日間の体温検査等が要請され、何らかの体の変調がある際には、地方保健局に通報する必要がある。PCR検査が陽性の場合は、認可された宿泊施設で、自費により隔離措置となる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント政府ホームページ（入国規制情報）

<http://health.gov.vc/health/index.php/covid-19-protocols-documents>

保健省ホームページ

<http://health.gov.vc/health/index.php>

日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

外務省海外安全ホームページ

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：（国番号 1-868）628-5991 または 628-5992

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：https://www.tt.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。